

第1編

総則

目次

第1章	目的	1
第2章	用語	2
第3章	計画の性格	3
第1節	基本方針	3
第2節	計画の構成	5
第3節	他の計画との関係	6
第4節	計画の修正	6
第5節	計画の周知	6
第4章	高鍋町の概況	7
第1節	地勢	7
第2節	自然条件	7
第3節	社会条件	9
第5章	災害の想定	10
第1節	既往災害事例	10
第2節	災害の想定	16
第6章	町の主な災害危険箇所	24
第1節	水害危険箇所	24
第2節	土砂災害警戒区域等	26
第7章	防災関係機関の業務大綱	28
第1節	実施責任	28
第2節	処理すべき事務又は業務の大綱	29
第3節	住民の責務	40
第4節	災害に関する調査研究の推進	40
第8節	町防災会議・町災害対策本部運用計画	42
第1節	防災会議運用計画	42
第2節	町災害対策本部組織計画	42

節	款	項目	担当	頁		
第1章 目的						
			危機管理課	1		
第2章 用語						
			危機管理課	2		
第3章 計画の性格						
1	基本方針		危機管理課	3		
2	計画の構成			5		
3	他の計画との関係			6		
4	計画の修正					
5	計画の周知					
第4章 高鍋町の概況						
1	地勢		建設管理課	7		
2	自然条件	1 水系				
		2 地形				
		3 地質				
		4 気象				
3	社会条件	1 社会条件	1 人口推移等	地域政策課		
			2 産業構成等			
		2 土地利用状況		建設管理課		
第5章 災害の想定						
1	既往災害事例	1 県内の風水害の事例		危機管理課	10	
		2 町内の風水害事例	1 台風による災害			11
			2 梅雨前線に伴う異常豪雨による水害			
			3 洪水氾濫			
		3 土砂災害の事例	1 土石流危険溪流			12
	2 土砂災害警戒区域等					
4 火災の事例			13			
5 地震災害の事例	1 県における地震活動歴			14		
		2 高鍋町に影響を及ぼした主な津波の痕跡				
2	災害の想定	1 風水害	1 浸水害	危機管理課	16	
			2 土砂災害			
			3 洪水氾濫（浸水想定区域）			
		3 地震・津波災害	1 想定ケース及び各被害規模等想定			17
			2 要救助者数			
			3 建物・建造物等の被害			
			4 土砂崩れの被害			
			5 危険物施設の被害			
			6 ライフラインの被害			
			7 公共施設の被害			
			8 道路・鉄道の被害			
			9 護岸の被害			
			10 商工業施設の被害			
11 人的被害						
12 地震火災の被害						
13 地震による津波被害						
4 高潮災害			19			
5 火災及び危険物災害						
6 原子力災害						
				22		
第6章 町の主な災害危険箇所						
1	水害危険箇所	1 後背低地・自然堤防		危機管理課、建設管理課	24	
		2 旧河道				
		3 河川屈曲、蛇行、合流部				
		4 台地、段丘				
		5 高鍋町洪水・土砂災害想定図			25	
2	土砂災害警戒区域等	1 土砂災害警戒区域等		危機管理課、建設管理課	26	
		2 土石流危険溪流				
		3 山地災害危険地区				
第7章 防災関係機関の業務大綱						
					27	

1 実施責任	1 町		危機管理課	28
	2 県			
	3 指定地方行政機関			
	4 指定公共機関及び指定地方公共機関			
	5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者			
2 処理すべき事務又は業務の大綱	1 町		危機管理課	29
	2 県			30
	3 警察（高鍋警察署）			31
	4 消防本部、消防署、消防団			
	5 自衛隊			35
	6 指定地方行政機関			
	7 指定公共機関			37
	8 指定地方公共機関			38
	9 公共的団体、防災上重要な施設の管理者			
3 住民の責務			危機管理課	40
4 災害に関する調査研究の推進			危機管理課	
第8章 町防災会議・町災害対策本部運用計画				
1 防災会議運用計画	1 組織		危機管理課	42
	2 所掌事務			
2 町災害対策本部組織計画			危機管理課	

第1章 目的

高鍋町地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、高鍋町防災会議が作成する計画であって、高鍋町、宮崎県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する全機能を有効に発揮して、地域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図り、もって社会秩序と住民の福祉の確保に万全を期することを目的とする。

第2章 用語

この計画において、次に掲げる用語の意味はそれぞれ次のとおりとする。

No	用語	定義
1	基本法	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
2	救助法	災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。
3	津波法	津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）をいう。
4	特措法	南海トラフ地震に係る防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）をいう。
5	条例	高鍋町災害対策本部条例（昭和38年条例第15号）をいう。
6	町	高鍋町をいう。
7	県	宮崎県をいう。
8	町防災計画	災害対策基本法第42条に基づき、高鍋町防災会議が作成した高鍋町地域防災計画をいう。
9	県防災計画	災害対策基本法第40条に基づき、宮崎県防災会議が作成した宮崎県地域防災計画をいう。
10	推進計画	南海トラフ地震に係る防災対策の推進に関する特別措置法第3条に基づき指定された南海トラフ地震防災対策推進地域の第5条に定める推進計画をいう。
11	推進基本計画	南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年中央防災会議）をいう。
12	町災対本部	災害対策基本法第23条の2及び条例に基づき設置する高鍋町災害対策本部をいう。
13	県災対本部	災害対策基本法第23条に基づき設置する宮崎県災害対策本部をいう。
14	県地方支部	宮崎県災害対策本部児湯地方支部をいう。
15	本部長	高鍋町災害対策本部長をいう。
16	県地方支部長	宮崎県災害対策本部児湯地方支部長をいう。
17	県本部長	宮崎県災害対策本部長をいう。
18	消防本部	東児湯消防組合消防本部をいう。
19	防災関係機関	県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
20	消防署	東児湯消防組合消防署をいう。
21	消防団	高鍋町消防団をいう。
22	要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する者をいう。
23	避難行動要支援者	要配慮者のうち災害発生時避難等において特に支援を要する者をいう。
24	警戒事態	原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。
25	施設敷地緊急事態	原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態をいう。
26	全面緊急事態	原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態をいう。

第3章 計画の性格

第1節 基本方針

この計画は、町域の防災に関し、国、県、町及びその他の公共機関等を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他の必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図るものである。

防災計画の策定に当たっては、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とする。地震津波対策については、科学的に想定される最大クラスの南海トラフ地震（以下「南海トラフ巨大地震」という。）に係る防災対策や県地震被害想定調査の結果等を踏まえたものとし、風水害、林野火災等については、最近の大規模災害事例等も分析した上で、各防災機関の果たすべき役割を明示した計画とする。加えて、避難行動要支援者への対応に配慮しつつ、住民が自らの身の安全は自ら守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国、県、町の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現を目指し、住民、地域及び行政の果たすべき役割を明示した計画とし、次頁に示す諸点を防災基本方針とする。

また、第6次高鍋町総合計画後期基本計画「高鍋みらい戦略」（令和3年6月策定）（以下「町総合計画」という。）で掲げるまちづくりの基本目標『安全で住みよいまちづくり』や、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図り、目指すべきまちの姿として『災害に強く、生活の安全が守られているまち』を目指す。また、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するために、防災に関する政策及び方針決定過程において、男女双方の視点に配慮し、女性の参画を拡大する。

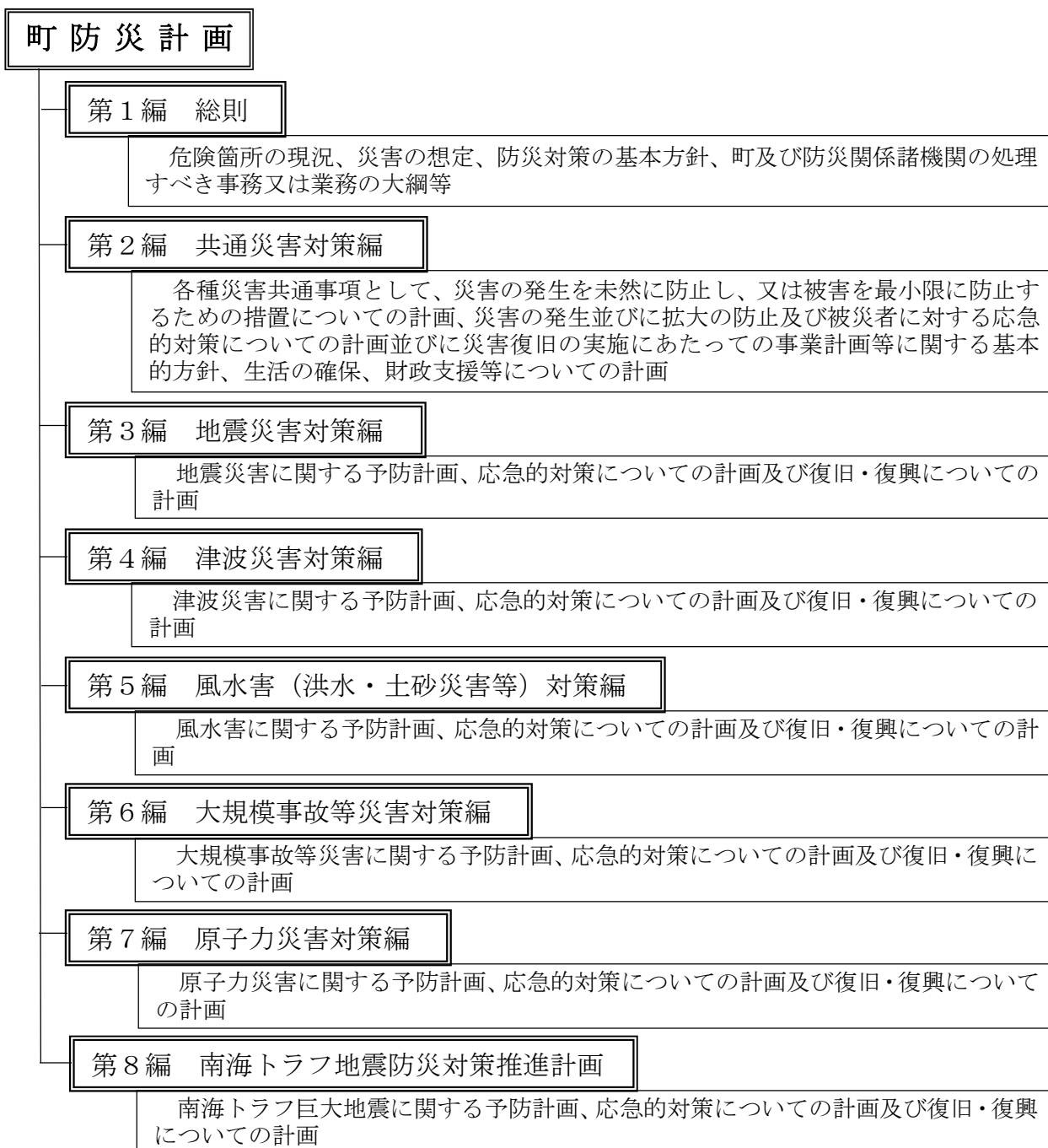
なお、各防災関係機関は、この計画の習熟に努め、併せて地域住民に周知徹底を図るものとする。

《防災基本方針》

災害に強いまちづくり
交通機能、通信施設、ライフライン機能の充実と計画的な保全事業の実施により、大規模災害時でも被害を最小にとどめることができる強いまちづくりを目指す。
活動体制の整備・充実
災害の発生に備え、職員の非常参集や初動対応を確立し、関係機関と緊密に連携を図り、防災対策活動に必要な動員計画、資機材の備蓄及び活動体制等の充実を目指す。
施設の整備及び物資の備蓄、調達並びに輸送体制の整備・充実
災害が発生し、又は発生が予想される場合、円滑な防災活動が遂行できるよう、施設、設備、物資の整備及び備蓄等を図る。また、物資の緊急輸送体制の確立を目指す。
指定避難所等の指定、誘導と収容体制の整備・充実
学校施設、社会福祉施設等の公共施設を中心とした指定避難所等の確保を推進するとともに、安全な避難所の検討及び誘導収容体制等を含めた避難体制の充実を目指す。
防災情報の収集、伝達体制の確立及び住民への広報体制の整備・充実
防災情報の収集及び伝達体制を確立し、避難情報や災害情報を迅速に地域住民へ提供できるような体制を目指す。また、町内の危険箇所の把握に努め、地域住民のおかれた環境を周知し、防災意識の啓発を図る。
防災意識の高揚と組織体制の整備（コミュニティ防災力の向上）
住民に対する防災知識の普及や広報活動を積極的に行うとともに、防災訓練の実施や自発的な防災活動への参加を促す等、地域住民における防災意識の高揚を図る。
避難行動要支援者の安全確保に関する計画の整備・充実
地域ぐるみによる避難行動要支援者の的確な把握や災害時の情報伝達、救助体制、避難所の周知、誘導等これら避難行動要支援者に対する防災支援体制の確立を目指す。
地震・津波災害対応の整備・充実
南海トラフ巨大地震の津波浸水、人的物的被害想定をもとに津波災害における予防計画・応急体制の確立を目指す。
原子力災害対策の整備・充実
原子力災害の性質や川内原発との距離を考慮し、情報収集に関する項目を中心に、関係機関等と連携して実施するべき原子力災害対策等、必要最低限な措置としての対策を検討する。

第2節 計画の構成

この計画は、本町で過去に発生した災害及び本町の地勢、気象、その他地域の特性から想定される災害に対し、次の事項について定めたものである。

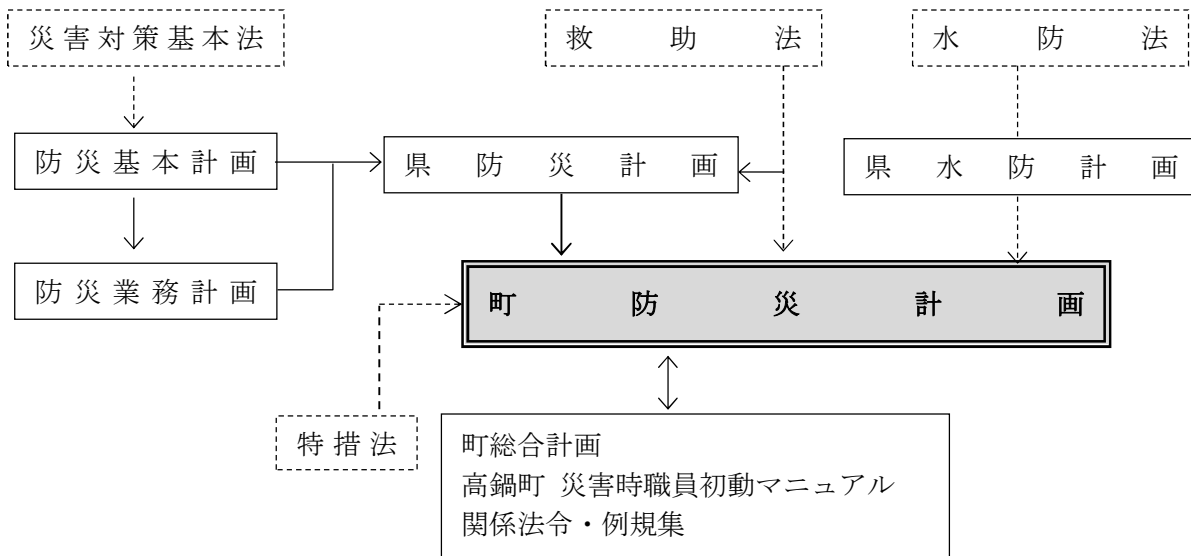


第3節 他の計画との関係

この計画は、基本法第36条及び39条に規定される「防災業務計画」、同法第40条に規定される「県防災計画」に矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

また、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「宮崎県水防計画」と十分な調整を図るものとする。

特に、今後の全体的な総合防災行政の推進を考慮し、町総合計画及びその他の関連計画に矛盾することのないよう検討を行うものとする。



第4節 計画の修正

この計画は、基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正する。

第5節 計画の周知

この計画は、町職員、関係行政機関及び関係公共機関その他防災に関する重要な施設管理者等に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、住民にも広く周知徹底するものとする。

第4章 高鍋町の概況

第1節 地勢

本町は県のほぼ中央部に位置し、日向灘に面している。面積は43.80km²で、北は川南町、西は木城町及び西都市、南は新富町に接している。また、南へ約10kmに県都である宮崎市を、北へ約40kmには日向市を控えている。

地勢は、北部、西部、南部の周辺部が標高約50～70m段丘状のほぼ平坦な台地となっており、この台地に囲まれるように小丸川、宮田川の下流部に平野が広がっている。

交通面では、海岸線に沿って南北にJR日豊本線と一般国道10号が併走し、JR高鍋駅から宮崎駅まで約20～30分、日向駅までは約30～40分と利便性は高い。一方、町の西部には東九州自動車道の高鍋ICが平成22年に供用開始され、平成28年4月には北九州市から宮崎市までが高速道路で繋がり、本町と全国各地とを結ぶ広域交流のネットワークが構築された。

第2節 自然条件

第1款 水系

本町主要河川は、椎葉村三方岳からの大水系となる一級河川小丸川水系河川の小丸川、宮田川、切原川、塩田川、嶋野川の5河川とその他単独河川が日向灘へ注いでいる。町内における国土交通省管理の河川の総延長は約8kmであり、県管理の河川の総延長は約11.4kmである。

町域内のほとんどの河川が国及び県管理に相当し、河川整備は国・県の事業に頼らざるを得ない状況である。

小丸川と宮田川流域においては昔から洪水、氾濫を繰り返し、家屋等に甚大な被害をもたらしている。高鍋町史にも「台風や集中豪雨に見舞われれば、木城村比木・仁君谷辺りから下流一帯約10キロ、大洪水となり荒れ放題に荒らされた」と記録が残っている。

なお、国土交通省では小丸川下流域において浸水被害の想定区域を示している。

第2款 地形

本町の地形を概観すると、段丘状のほぼ平坦な高台が北、西及び南の三方から中央に位置する平野部を囲む形となっており、町のやや北部寄りにある一級河川小丸川及び南部寄りの宮田川が西から東へと流下し、日向灘へ注いでいる。中央部の平地は、小丸川の沖積によって形成された極めて緩やかな東傾斜面であるため、市街地の自然排水が困難であるという、県内の他市町村には見られない特徴を持っている。

第3款 地質

本町における地質は、ほとんどが第四紀層で占められており、部分的に新第三紀層が見られる。丘陵部及び台地部では、新第三紀層宮崎層群がみられ、泥岩層、砂質泥岩及び砂岩泥岩互層及び砂岩層が堆積し、その上部を小丸川層及び通山浜層が不整合に覆っている。さらにその上部を三財原段丘堆

積物、新田原段丘堆積物等が覆い、洪積台地を形成している。

河川流域及び海岸沿いの沖積低地では、沖積層の礫・砂・泥から成っており、網目状に旧河道堆積物が分布し、沖積平野を形成している。ボーリング柱状図をみると、台地上部はN値が高く、支持地盤として問題はない。表層地質が沖積層である低地に於いては、N値が10～20であり、軽量構造物は支持できるが、支持地盤としてはより深層のN値の高い地盤が求められる。

なお、地層区分は、次表のとおり。

《地層区分》

時代	地層		層相	
第四紀	砂丘・浜堤及び自然堤防堆積物		砂	
	旧河道堆積物		泥及び礫	
	後背湿地及び谷床堆積物		泥・砂及び礫	
	深年Ⅱ段丘堆積物		礫・砂及び泥	
	雷野段丘堆積物		礫及び泥	
	岡富段丘堆積物		礫及び泥	
	西都原段丘堆積物		礫	
	新田原段丘堆積物		礫・砂及び泥	
	三財原段丘堆積物		砂及び含礫砂	
	茶臼原層		茶臼原礫層	礫
			椎木部層	泥・砂及び礫
小丸川層及び通山浜層			泥・砂及び礫	
第三紀	宮崎層群		高鍋層	泥岩
			砂質泥岩及び泥岩優勢互層	
			砂岩泥岩互層	
			砂岩	
	佐土原層		泥岩優勢互層	
			砂岩及び砂岩優勢互層	
	妻層		泥岩	
			泥質細粒砂岩	

第4款 気象

本町の気象概況は、宮崎気象観測所の記録から南西日本の温暖なモンスーン気候帯に属し、年平均気温は17.4℃と温暖な地域である。月平均気温では、1月が8℃前後と最も低く、7、8月が27℃前後と最も高くなる。

降水量は、年間平均2,508mmと日本でも多雨地域にあたり、2019年は3,181mmと3,000mmを超えている。月間降水量は6月～9月頃が多く、6月の梅雨期で430mm程度となっており、次いで9月の台風期に350mmと集中する。これらの時期には、本町でも過去に台風や集中豪雨等による河川氾濫をはじめ、家屋や田畑が被害を受けている。

風速は、その年に発生した台風に影響されるが、年平均風速はおよそ3.2m/s程度である。風向は、年間を通じて西北西の風が最も多く、次いで西～西南西の風が多い。

第3節 社会条件

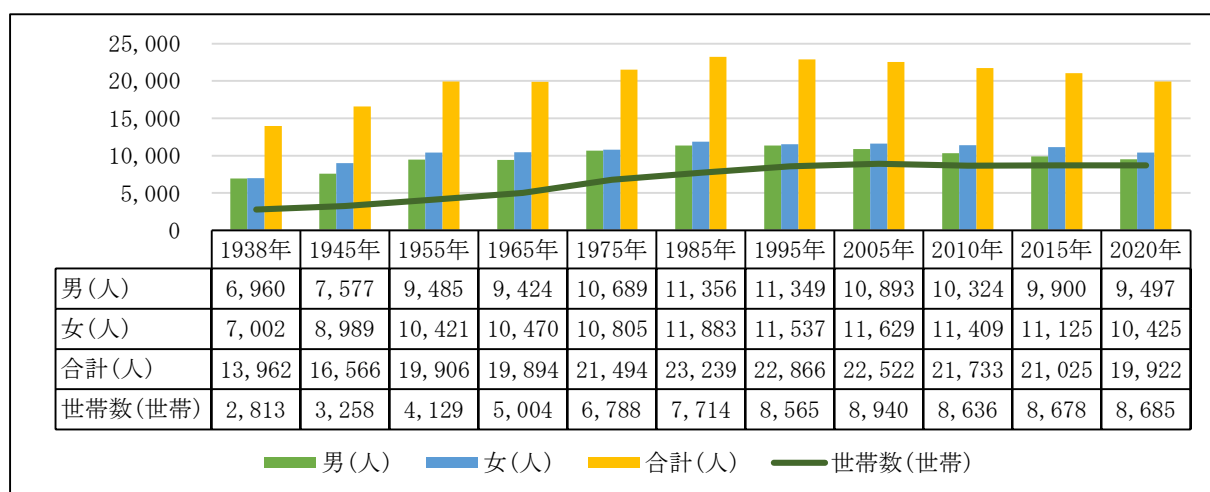
第1款 社会条件

1 人口推移等

本町は、昭和13年(1938年)に高鍋町と上江村との合併により発足した(合併時の人口:13,962人、世帯数:2,813世帯)。人口は国勢調査の結果

によると、昭和60年(1985年)までは増加傾向にあったが、それ以降は減少傾向にある。令和6年1月1日現在の状況は、人口が19,216人、世帯数8,665世帯、人口密度438人/km²程度となっている。国勢調査による人口推移は、次表のとおり。

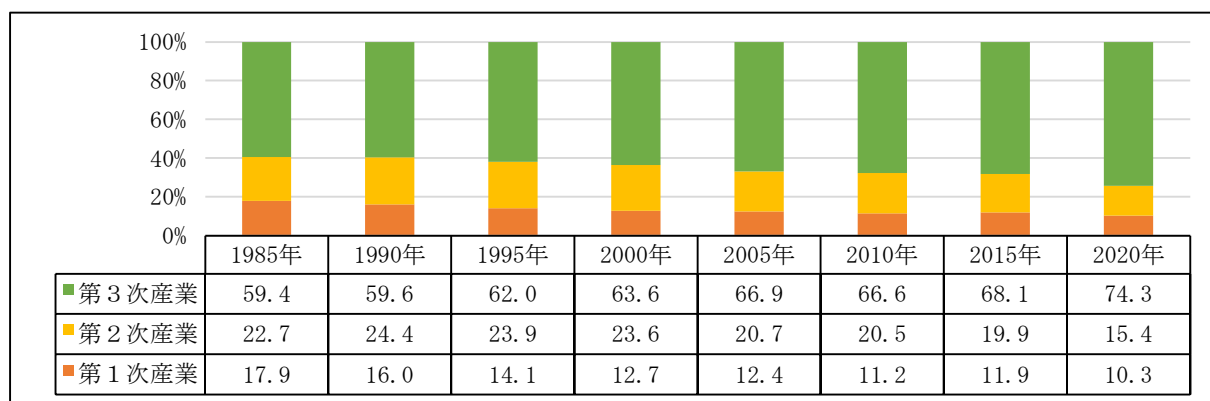
《国勢調査による人口推移》



2 産業構成等

本町は、児湯郡や西都市を商圈とする小売店や飲食店が集中しており、第3次産業の比率が高くなっている。また、国や県の出先機関が集中していることや、近隣に航空自衛隊新田原基地が存在することから、官公庁職員の割合が高くなっている。国勢調査による産業構成は、次表のとおり。

《国勢調査による産業構成》



第2款 土地利用状況

本町の令和5年1月1日現在の土地利用状況を見ると、町土に占める農用地の割合は約35.7%、森林約16.2%、宅地約14.7%と農用地の面積が最も多くなっている。

近年の土地利用状況の推移に大きな変化は見られないものの、農地の利用率の低下及び小規模な宅地開発等が町内随所に見られる。

第5章 災害の想定

第1節 既往災害事例

第1款 県内の風水害の事例

年	月日	気象状況	災害状況
平成16年 (2004年)	8月29日～ 8月30日	台風 第16号	死者2人、負傷者27人、被害家屋579棟、浸水家屋1,007棟、土砂災害34件、道路損壊、停電、通信回線被害、陸上・海上・空の交通の全面運休等の他、商工農水産業にも多くの被害が出た。
	9月4日～ 9月7日	台風 第18号	強風と大雨により県内では、負傷者14人、被害家屋154棟、浸水家屋12棟等の被害が出た。
	9月28日～ 9月29日	台風 第21号	強風と大雨により県内では、重軽傷者5人、一部損壊家屋9棟、土砂災害1件のほか16億円にのぼる農林水産、土木被害が出た。
	10月18日 ～ 10月20日	台風 第23号	強風と大雨により県内では、死者2人、重軽傷者2人、家屋の全半壊6棟、床上浸水、床下浸水合わせて1,000棟を超える被害が出た。
平成17年 (2005年)	9月4日～ 9月6日	台風 第14号	記録的な大雨のため、土砂災害、浸水害、洪水害では特に大きな災害となった。死者13人、負傷者26人、床上浸水5,686棟、床下浸水2,292棟、土砂災害127件、道路損壊、停電、陸上・海上・空の交通が全面運休、その他商工農林水産業に多くの被害が出た。
平成18年 (2006年)	9月16日～ 9月17日	台風 第13号	延岡市で死者3人、重傷3人、軽傷140人、全壊家屋116棟、大規模半壊82棟、半壊262棟、一部損壊945棟、停電11,400棟、電話障害485棟、日向市で重傷1人、軽傷6人、全壊家屋1棟、半壊10棟、一部損壊26棟、停電100棟、日南市で軽傷1人、全壊家屋1棟、一部損壊7棟、宮崎市で一部損壊家屋7棟の被害が出た。
平成19年 (2007年)	7月12日～ 7月15日	台風 第4号	重傷3人、軽傷6人、全壊家屋5棟、半壊2棟、一部損壊家屋38棟、床上浸水119棟、床下浸水452棟、非被害家屋7棟、道路損壊4カ所、山崖崩れ21カ所、堤防決壊1カ所、土木関係被害43億6,900万円、農業関係被害38億2,000万円、林業関係被害15億4,200万円の被害が出た。
平成19年 (2007年)	8月1日～ 8月3日	台風 第5号	重傷5人、軽傷3人、全壊家屋2棟、半壊6棟、一部損壊家屋175棟、床上浸水36棟、床下浸水66棟、非被害家屋22棟、道路損壊4カ所、山崖崩れ8カ所、堤防決壊1カ所、林業被害14億1,000万円、農業被害24億510万円、水産業被害6億5,876万円の被害が出た。
平成20年 (2008年)	9月15日～ 9月19日	台風 第13号	全壊家屋3棟、床上浸水30棟、床下浸水373棟、非被害家屋1棟、道路損壊311カ所、山崖崩れ57カ所、農業被害8億239万円の被害が出た。
	9月28日～ 10月1日	台風 第15号	軽傷1人、全壊家屋1棟、道路損壊21カ所、山崖崩れ3カ所、農業被害6,613万円の被害が出た。
平成22年 (2010年)	7月2日～ 7月4日	梅雨前線	都城市で、崖崩れにより行方不明1人、全壊家屋2棟、半壊1棟、一部損壊家屋2棟、床上浸水43棟、床下浸水81棟、道路損壊138カ所、山腹崩壊8カ所、農業被害10億300万円、林業被害3億8,600万円が出た。
平成23年 (2011年)	6月15日～ 6月22日	梅雨前線	軽傷1人(崖崩れによる被害家屋による)、全壊家屋1棟、床上浸水1棟、床下浸水15棟、山崖崩れ1カ所の被害が出た。

	9月15日～ 9月21日	台風 第15号	重傷1人（屋根から転落して）、一部損壊家屋2棟、床上浸水10棟、床下浸水97棟、山崖崩れ2ヵ所、農業被害4億8,800万円、林業被害5億9,600万円の被害が出た。
平成24年 (2012年)	4月3日	日本海 低気圧	負傷者8人、農業被害50ha（1億3291万円）、水産業被害4ヵ所（121万円）の被害が出た。また、電力障害（停電）286棟、陸上交通障害 JR で運転見合わせや徐行運転により運休68本、部分運休70本、海上交通障害欠航32便、航空交通障害欠航31便等があった。
	6月21日～ 6月28日	梅雨前線	一部損壊家屋4棟、床下浸水12棟、農業被害190ha（3億2,778万円）の被害が出た。
平成25年 (2013年)	9月3日～ 9月4日	台風 第17号	床上浸水2棟、床下浸水4棟、農業被害1.9ha（116万円）、農地・農業用施設被害65ヵ所（1億2,500万円）、水産業被害3件（70万円）の被害が出た。

資料：「災害の記録（宮崎県）」、気象庁データ資料

第2款 町内の風水害の事例

1 台風による災害

台風シーズンには、台風の経路が九州及び県の西部を通過するような経路をとるときに災害が発生しており、特に活発化した前線と台風による雨が加わった場合に大きな被害がみられる。

これらの被害状況を見ると、人的被害は少ないものの、家屋の床上浸水や床下浸水の被害が多く記録されている。

なお、既往人家、被害家屋の記録は、次表のとおり。

《既往人家、被害家屋の記録》

年	月日	気象状況	災害状況
寛保3年 (1743年)	8月13日	風水害	人的被害数死傷者：65人 被害家屋損壊数：203棟
昭和58年 (1983年)	9月25日～ 9月28日	台風第10号	床上浸水：136棟 床下浸水：445棟
平成17年 (2005年)	9月4日～ 9月6日	台風第14号	負傷者：2人 避難者数：3,149人 床上浸水：33棟 床下浸水：163棟
平成30年 (2018年)	9月29日～ 9月30日	台風第24号	避難者数：55世帯、82人 床上浸水：13棟 床下浸水：59棟 全壊：1棟 半壊：2棟

2 梅雨前線等に伴う異常豪雨による水害

地域の地形・地質的条件の違いはあるものの、一般には、日雨量200mm以上、3時間雨量100～120mm以上、1時間雨量50mm以上の場合に水害や土砂災害等が発生しやすく、本町での災害発生もほぼこれに該当する。気象記録の最大値と発生期間の状況は、次表のとおり。

なお、既往の水害の記録から、5月～10月頃の前線停滞時と台風通過時に警戒を要する。

《気象記録の最大値と発生期間の状況》

年	月日	気象状況	雨量
昭和58年 (1983年)	9月25日～ 9月28日	台風第10号	最大1時間雨量：85mm 累計雨量：472mm
昭和62年 (1987年)	10月10～ 10月11日	低気圧による 大雨	最大日雨量：338mm

これらの土砂災害や河川の氾濫・浸水害等の災害と降雨の間には密接な関係があり、大雨により何らかの災害が発生している。また、一様な強さでしかも断続的な雨よりも、集中的に降る大雨の場合の方が、災害が発生しやすく、被害も大きくなる。

このような災害を未然に防ぐためには、災害危険箇所の点検や対策等の検討も必要であるが、災

害の誘因となる気象情報（雨の降り方、特に時間雨量や日雨量）の収集及び伝達を、的確に把握できる体制を整備することも重要である。

3 洪水氾濫

本町では、洪水氾濫の発生は記録されていない。

第3款 土砂災害の事例

1 土石流危険渓流

本町の土石流危険渓流では、土砂災害の発生は記録されていない。

2 土砂災害警戒区域等

本町の土砂災害警戒区域等では、土砂災害の発生は記録されていない。

第4款 火災の事例

本町において過去10年間の出火状況は、建物火災、林野火災や車両火災等を含めて累計122件、平均12.2件となる。

地震の際、出火危険が問題となるのは、同時多発的な出火に対して消防活動が十分に対応できない事態のもとで、膨大な人的被害や物的被害が生じるおそれがあるためである。近年における火災発生件数は、次表のとおり。

《近年における火災発生件数》

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	合計	平均
建物火災	6	7	4	3	2	8	5	5	4	9	53	5.3
林野火災	2	0	2	3	0	1	0	0	0	0	8	0.8
車両出火	2	2	2	2	1	3	1	0	1	0	14	1.4
その他	4	3	10	2	6	0	2	1	5	6	39	3.9
出火件数	14	12	18	10	9	12	8	6	10	15	114	11.4
死者	0	0	1	1	2	1	0	0	0	1	6	0.6
罹災人員	22	8	6	5	5	9	12	4	8	31	110	11.0

(消防年報 令和4年版 東児湯消防組合)

第5款 地震災害の事例

日本は、環太平洋地震帯の中にすっぽりと国土全体が包まれた世界有数の地震多発国である。日本では人体が感じる地震は、年間約1,000回が記録されている。

九州周辺の海域で発生する被害地震は、ほとんどが深発地震帯である日向灘沖と豊後水道で発生している。日向灘沖では比較的大きな地震が頻繁に発生しているが、これらのうち大部分は浅い地震であり、津波を伴うことがある。

被害地震の記録からもわかるように、古くは寛文2(1662)年の地震(M=7.6)に伴って津波が発生し、多数の死者を含む大被害をもたらしている。県下で、過去最大の被害を与えた地震であり、大淀川及び加江田川河口部で、0.9~1.2mの沈降が生じた。明治以降では、昭和16(1941)年(M=7.2、日向灘地震)、昭和36(1961)年(M=7.0)及び昭和43(1968)年(M=7.5、日向灘地震)の地震が、九州や四国の沿岸地域に津波をともなう災害をもたらしている。

県周辺地域で、過去に被害を及ぼした主な地震活動歴は、次表のとおりである。

1 県における地震活動歴

	発生年	規模(M)	被害概要
1	887[仁和 3]	8.0~8.5	・臼杵郡東海村熊野大権現倒壊（日向市郷土年表）
2	1498[明応 7]	7.0~7.5	・九州で山崩れ、地裂け泥湧き出し民屋は一字も全からず死多数（九州軍記）
3	1605[慶長 9]	7.9	・薩摩に大波来たる（薩摩旧記）このことから県も津波被害ありと考えられる
4	1662[寛文 2]	7.7 日向灘地震	・秋月（現高鍋町）で城石垣崩れ、侍屋敷町屋等潰家 278 棟 ・潰家 3,800 棟、死傷者 200 人以上、津波あり
5	1684[天和 4]	-	・飫肥城本丸裂く
6	1707[宝永 4]	8.4 宝永地震	・我が国最大級の地震 ・宮崎でも田畑流出多く、死者 139 人 ・津波、臼杵で波の高さ 3.5m、土々呂 3m
7	1769[明和 6]	7.7	・高鍋城損壊
8	1854[嘉永 6]	8.4	・日向、外の浦港堤防決壊
9	1898[明治 31]	6.7	・県で家・蔵の壁に亀裂
10	1899[明治 32]	6.4	・県南部で被害が大きく、宮崎市で壁の亀裂等、都城町（現都城市）で家屋・土蔵壁に亀裂、飫肥（現日南市）で地面の亀裂
11	1899[明治 32]	7.1	・宮崎市で家屋の損壊、瓦・壁土の墜落 ・飫肥（現日南市）擁壁の崩れたもの ・都城で石垣の崩れ家屋・土蔵の損壊等 ・広瀬村・下田島村（現宮崎市）でも土地の亀裂等
12	1903[明治 36]	6.2	・県鞍崎灯台で微少被害
13	1906[明治 39]	6.4	・日向灘北部沿岸で棚の物落下
14	1909[明治 42]	7.6	・宮崎市付近で被害が大きく、煙突・障壁の倒潰、瓦の墜落等、海岸地方では土地の亀裂、半潰家屋等 ・東臼杵郡日平鉾山で落石のため、人家の全潰 2 棟、損壊 3 棟 ・その他、県内で落石等、負傷 3 人
15	1911[明治 44]	5.6	・宮崎市付近で強く、壁の亀裂・煉瓦煙突の倒伏・家屋の小損壊等があった
16	1911[明治 44]	8.0	・県で小煙突の損壊、壁の亀裂等の小被害
17	1913[大正 2]	6.8	・宮崎市で壁の亀裂等の小被害
18	1929[昭和 4]	6.9	・宮崎市を中心に、海岸で煙突、墓石倒壊多数、道路損壊 6 ヲ所、崖崩れ 3 ヲ所 ・青島村（現宮崎市）内海で岸壁に小亀裂
19	1931[昭和 6]	7.1	・宮崎市、都城市、佐土原町（現宮崎市）等で被害大きく、県下では死者 1 人、負傷者 29 人、家屋倒壊 4 棟、半壊 10 棟、一部損壊 46 棟、煙突倒潰 198 ヲ所、墓石灯籠倒壊 862 ヲ所、石垣損壊 3 ヲ所、道路損壊 4 ヲ所、山崩れ 8 ヲ所、橋梁損壊 5 ヲ所、鉄道被害 2 ヲ所等
20	1935[昭和 10]	4.6	・宮崎市で強く感じ、高岡・本庄付近で道路決壊等の小被害
21	1939[昭和 14]	6.5	・宮崎市内のほとんどの家屋の壁に割れ目が入る ・県で、死者 1 人、負傷 1 人、家屋半潰 1 棟、煙突倒潰 3 ヲ所、道路崩潰 7 ヲ所、その他壁塀の損害、ガラスの損壊、酒類薬品・陶器類の落下等
22	1941[昭和 16]	7.2 日向灘地震	・青島村（現宮崎市）で煉瓦煙突の倒壊 1 ヲ所 ・宮崎市で家屋壁に亀裂剥落、煉瓦煙突の倒壊等 ・東諸県郡本庄（現国富町）で石灯籠・墓石の転倒 ・東臼杵郡富高（現日向市）で家屋壁の亀裂、剥落、墓石の倒壊等 ・細島、青島で津波、最大の波の高さ 1m で船舶に若干の被害があった程度
23	1946[昭和 21]	8.0 南海地震	・県にて、負傷 1 人、半壊 3 棟、浸水 265 棟、船舶損失 2 隻、道路損壊 2 ヲ所、橋梁損壊 3 ヲ所、県北で高潮による被害が大きい ・津波の高さの最大は門川 1.5m、細島 1.6m、油津 1.5m
24	1948[昭和 23]	6.5	・県の一部で壁土の落下や、瓦のずれ

25	1952[昭和 27]	9.0	<ul style="list-style-type: none"> 太平洋沿岸に津波襲来。県へは4時間半程度で押し寄せた 台風及び満潮時が重なり、南郷町では床上浸水・護岸決壊 津波の高さの最大は1.2~1.5m
26	1960[昭和 35]	8.0 チリ 地震	<ul style="list-style-type: none"> 世界最大級の地震 津波は太平洋沿岸各地に波及ぶ 県では満潮時と重なり、浸水家屋313棟等
27	1961[昭和 36]	7.0	<ul style="list-style-type: none"> 県の大淀川鉄橋の橋脚が沈下、宮崎飛行場の滑走路に亀裂 県下では死者1人、負傷4人、全壊家屋1棟、半壊4棟、一部損壊104棟、道路損壊20カ所、堤防決壊4カ所、山崩れ15カ所、鉄道被害3カ所等の被害
28	1961[昭和 36]	5.5	<ul style="list-style-type: none"> 吉松町で道路の崖崩れ・地割れ・落石等の被害 吉松では16日以後有感地震回数が増え、しばらく続いた
29	1968[昭和 43]	6.1 えびの 地震	<ul style="list-style-type: none"> 県で負傷32人、全壊家屋333棟、半壊434棟、一部損壊1,725棟、橋梁損壊9カ所、道路損壊66カ所、山崩れ30カ所、鉄道被害3カ所等 えびの市京町付近では、建物の倒壊率50%
30	1968[昭和 43]	5.7	<ul style="list-style-type: none"> えびの地震の余震 負傷者35人、家屋の全壊451棟、半壊896棟、一部損壊3,597棟、非家屋1,143棟
31	1968[昭和 43]	7.5 日向灘 地震	<ul style="list-style-type: none"> 県で負傷7人、一部損壊家屋1棟、道路損壊8カ所、山崩れ6カ所、船沈没損壊1隻、防波堤損壊、土壁・コンクリート突堤のひび割れ、墓石倒壊多数、屋根瓦のずれ等 地震発生から約20分で津波来襲
32	1968[昭和 43]	6.6	<ul style="list-style-type: none"> 県で道路損壊1カ所等
33	1969[昭和 44]	6.5	<ul style="list-style-type: none"> 西臼杵郡で落石により負傷2人
34	1970[昭和 45]	6.7	<ul style="list-style-type: none"> 宮崎・日南両市で負傷13人、道路被害5カ所、山崖崩れ4カ所、農業用施設被害4カ所、学校一部損壊4棟、小津波が油津で全振幅39cm
35	1984[昭和 59]	7.1	<ul style="list-style-type: none"> 県で負傷9人、建物一部損壊29棟、道路損壊3カ所、崖崩れ12カ所、鉄軌道被害2カ所、津波(延岡18cm)
36	1987[昭和 62]	6.6	<ul style="list-style-type: none"> 県では死者1人(落石により車ごと崖下に落ちる)、重傷1人、軽傷5人、落石による鉄道不通2カ所、道路不通又は交通規制33カ所、水道損168カ所、ガス損傷3棟、ブロック塀等損18カ所、建物損354カ所
37	1996[平成 8]	6.9	<ul style="list-style-type: none"> 日南・宮崎両市でガラス損壊、瓦落下、水道管損壊2カ所 日南市で崖崩れ(片側交通規制)
38	1996[平成 8]	6.7	<ul style="list-style-type: none"> 県で建築物一部損壊8棟、電柱傾斜6本、土砂崩れによる通行止め1カ所、水道管の破裂及び消火弁の弛み8カ所 JR九州日豊本線・宮崎空港線・日南線で全面運休38本、部分運休22本

(福岡管区気象台資料、津波予報業務実施報告より抜粋加工)

2 高鍋町に影響を及ぼした主な津波の痕跡

本町に被害を及ぼしたと思われる主な津波は、寛文2(1662)年10月31日の日向灘地震(M=7.6)によりもたらされた津波で、高鍋町の沿岸域では4~6mの津波高の被害であったことが想定される。

年	人 称	M	高さ	状 況
684 [天武 13]	室戸岬沖	8.4	3m	<ul style="list-style-type: none"> 高知市付近田約12km²沈下して海へ 土佐の運調船多数沈没
887 [仁和 3]	紀伊半島沖	8.6	3m	<ul style="list-style-type: none"> 摂津津波被害大、溺死者多数 日向に津波が襲来
1096 [嘉保 3]	遠州灘	8.4	2m	<ul style="list-style-type: none"> 津市津波被害あり
1099 [承德 3]	南海道沖	8.0		<ul style="list-style-type: none"> 土佐1,000haの田が海となる

1361 [正平 16]	紀伊半島沖	8.4	3m	・土佐・摂津津波被害大、流死 60 人余、阿波由岐浦 1,700 棟全棟流失他流死 60 人余
1596 [文禄 5]	伊予灘 別府湾	6.9	2m	・別府湾大分市から 400~500m北の爪生島が 80%陥没し、溺死者 708 人
1605 [慶長 10]	慶長地震	7.9	3m	・溺死者土佐清水 153 人、阿波穴喰 1,700 人、紀伊広 700 棟流失
1662 [寛文 2]	日向灘	7.6	2m	・別府湊波線 10 ヲ所余、日向の沿岸に被害佐土原で城損壊、潰家 800 棟余、死者多数、津波あり日向那珂郡（現宮崎県）の沿岸 7 ヲ村、周囲 7 里 35 町（約 35km）の田畑、約 1m没して海となった
1707 [宝永 4]	宝永地震	8.4	4m	・溺死者土佐国全体で 1,844 人他、宇佐 8m、阿波牟岐・土佐佐賀 6m、須崎 5-6m、土佐浦戸 5m他 ・室戸岬先端付近隆起、高知市付近沈下
1769 [明和 6]	明和地震	7.4	1m	・高鍋城損壊
1854 [嘉永 6]	安政南海地震	8.4	4m	・死者土佐国で 372 人、宇佐 7-8m、阿波牟岐 5-6m、土佐浦戸・穴喰 5m、土佐久礼 5.2m、室戸岬 1.2m、足摺岬 1.5m 隆起、高知市付近 1m 沈下
1931 [昭和 6]	日向灘	7.1	1m	・室戸岬 85cm、土佐清水 50cm 県の宮崎、都城、佐土原、生目で死者 1 人、負傷者 29 人、全壊家屋 4 棟、半壊 10 棟、損壊 46 棟
1939 [昭和 14]	日向灘	6.5	1m	・室戸岬 80cm、油津 16cm、県で死者 1 人、負傷者 1 人、半壊家屋 1 棟、煙突倒壊 3 ヲ所、道路崩壊 7 ヲ所
1941 [昭和 16]	日向灘地震	7.2	1m	・土佐清水、室戸岬 110cm、細島・油津 100cm、津久見 35cm 細島の検潮所で 8cm の土地が沈下、日向灘沿岸で船舶に若干の被害
1944 [昭和 19]	東南海地震	8.0	3m	・被害は静岡、愛知、岐阜、三重の各県に多く、死者 998 人
1946 [昭和 21]	紀伊半島沖 南海地震	8.0	3m	・死者 1,330 人、全壊家屋 11,591 棟他 ・甲浦 5.0m、土佐久礼 4.5m、阿南市橋 3.4m、串本 1m、室戸岬 0.9m他門川町 1.5m、細島 1.6m、油津 1.5m
1961 [昭和 36]	日向灘	7.0	0	・県の中中部・南部・南西部に発生、大淀川鉄橋の橋脚が沈下、宮崎飛行場の滑走路に亀裂等があった宮崎と鹿児島との両県で死者 2 人、負傷者 7 人、建物全壊 3 棟、半壊 15 棟、油津で津波が襲来、波高は細島 75cm、油津 90cm、波源域は日向灘沿い南北に 80km
1968 [昭和 43]	日向灘地震	7.5	1m	・土佐清水 236cm、宿毛 224cm、北浦 150cm、延岡 27cm、油津 66cm、延岡で震度 5
1969 [昭和 44]	日向灘	6.5	1m	・室戸 20cm、油津 10cm、宮崎県臼杵郡で落石のため負傷者 2 人程度、津波の波源の長さは 30km 程度
1970 [昭和 45]	日向灘	6.7	1m	・室戸 56cm、土佐清水 44cm、油津 39cm、細島 12cm、北浦 24cm、地震による被害は宮崎・日南両市に多く、負傷者 13 人、道路決壊 5 ヲ所、山崩れ 4 ヲ所等

※「日本被害津波総覧」 渡辺偉夫著

第2節 災害の想定

本町に発生する災害で、人命や家屋等の財産、農林水産物や農林水産業施設等に大きい影響を与える主要な災害としては、集中豪雨や台風等に起因する土砂災害や河川氾濫等の風水害と、地震や火災あるいは本町を通る交通網での交通事故や航空機事故等の予知できない災害とに大別できる。

本町の災害の想定にあたっては、地形・地質状況や過去の災害事例及び県防災対策指針、地震被害想定等を考慮し、次の災害を想定する。

第1款 風水害

風水害は、集中豪雨や台風等の気象現象を誘因として起きる災害が多く、本町における過去の災害事例を見ても例外ではない。風水害には、低地での浸水害や溪流での鉄砲水等による土石流や急傾斜地崩壊危険区域における、のり面崩壊、山腹崩壊等がある。

本計画では、災害危険箇所の分布、浸水区域設定シミュレーション（国土交通省）、地質や地形的要素、又過去の周辺地域の災害事例等も考慮した上で、本町の災害を想定する。

※急傾斜地崩壊危険区域の定義：30度以上の傾斜で高さ5m以上の斜面が崩壊によって危害が生ずるおそれのある家屋等が5棟以上ある地域。

1 浸水害

県において指定している、堤防高不足や河積断面不足等により、堤内地への被害が予想される河川及び湖沼等、水防上重要となる箇所を想定する。また、過去の堤内地における浸水害事例や河川の改修状況あるいは流下能力、地形状況等を考慮して浸水地域を予想する。

2 洪水氾濫（浸水想定区域）

平成29年3月に公表された「想定し得る最大規模」の降雨を前提とした洪水浸水想定区域（既往最大となる平成17年台風14号の高城地点上流の降雨量の約1.7倍にあたる607mm/9時間）による洪水氾濫を想定する（国土交通省宮崎河川国道事務所による。）。

第2款 土砂災害

1 土石流災害

県で指定している土石流危険溪流からの土砂流出を想定する。

2 急傾斜地災害

県で指定している急傾斜地崩壊危険区域、山地災害危険地区及び本町で指定している危険箇所を想定する。

3 道路災害

本町の実施した道路防災点検結果による落石、崩壊等の災害を想定する。

第3款 地震・津波災害

地震・津波災害は、過去の被害記録から人命や家屋等の財産に大きい影響を与え、台風等の風水害に比較すると突発的で予知できない災害として位置付けられる。

災害の想定にあたっては、科学的に想定される最大クラスの南海トラフ地震（以下「南海トラフ巨大地震」という。）による災害を想定することとし、その被害想定にあたっては、国が令和元年6月に公表した「南海トラフ巨大地震の被害想定について」及び県が令和2年2月に公表した「津波浸水

想定」並びに同年3月に公表した「宮崎県地震・津波及び被害の想定について」に基づいて行う。

1 想定ケース及び各被害規模等想定

被害想定		想定地震		南海トラフ巨大地震	
想定ケース		想定ケース①冬18時 内閣府（平成24年8月）が設定した強震断層モデル及び津波断層モデルを用いて本県独自に再解析した地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース		想定ケース②冬18時 県独自に設定した強震断層モデル及び津波断層モデルによる地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース	
想定地震規模 M：(マグニチュード)		M9.1			
最大震度		7		7	
最大津波高さ		11m		11m	
被害規模	人的被害	死者：約 370人 負傷者：約 690人		死者：約 270人 負傷者：約 690人	
	建物被害	全壊：約 3,400棟 半壊：約 3,800棟		全壊：約 3,100棟 半壊：約 3,300棟	
	避難者数	被災1日後：約12,000人 被災1週間後：約12,000人 被災1ヵ月後：約13,000人		被災1日後：約11,000人 被災1週間後：約11,000人 被災1ヵ月後：約13,000人	
	要配慮者	被災1日後：約 2,800人 被災1週間後：約 2,700人 被災1ヵ月後：約 3,000人		被災1日後：約 2,400人 被災1週間後：約 2,600人 被災1ヵ月後：約 3,000人	

資料：「宮崎県地震・津波及び被害の想定について」（令和2年3月）

2 要救助者数

ケース	揺れによる建物倒壊に伴う要救助者数（人）			津波による要救助者数（人）			合計（人）		
	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
①	約 580	約 370	約 450	約 460	約 430	約 420	約 1,040	約 800	約 870
②	約 580	約 360	約 450	約 230	約 210	約 210	約 810	約 570	約 660

3 建物・建造物等の被害

地震動による建物被害は、木造建物が多く、倒壊建物の下敷き等による人的被害や出火による延焼拡大の危険性が想定される。

ケース	液状化		揺れ		急傾斜地崩壊		津波		火災	合計	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	焼失	全壊 焼失	半壊
①	約 100	約 530	約 2,800	約 2,000	—	約 10	約 450	約 1,200	約 90	約 3,400	約 3,800
②	約 100	約 530	約 2,800	約 2,000	—	約 10	約 180	約 740	約 80	約 3,100	約 3,300

単位：棟

ケース	建物倒壊				津波		火災		ブロック塀他	合計	
	死者	家具	負傷者	家具	死者	負傷者	死者	負傷者	負傷者	死者	負傷者
①	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
②	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

①	約 150	約 10	約 640	約 90	約 220	約 30	約 10	約 10	約 10	約 370	約 690
②	約 150	約 10	約 640	約 90	約 110	約 30	約 10	約 10	約 10	約 270	約 690

※急傾斜地崩壊：死者又は負傷者なし ブロック塀他：死者なし 単位：人

4 土砂崩れの被害

土砂崩れの危険性は、単体の建築物や人的被害のみにとどまらず、広範囲にその被害が及ぶ可能性がある。また、道路沿いの崩壊により集落が孤立するおそれがある。

5 危険物施設の被害

危険物施設の破壊による被害は、爆発等による大規模な火災の発生や可燃性ガス、有毒ガスの流出等による人体に及ぼす影響が想定される。本町の危険物施設は、石油類（第四類）の取扱施設が大半で、約 80 施設が存在する。

6 ライフラインの被害

地盤条件の悪い沖積層が厚く分布する上に、上水道、下水道等の供給処理施設幹線が集中しており、地盤振動や液化化による地下埋設管の破壊や供給処理施設の機能停止等によるライフラインの被害が想定される。「宮崎県地震・津波及び被害の想定について」（平成 25 年 10 月）（以下「県地震被害想定調査」という。）における被害は次のとおりである。

(1) 上水道

ケース	給水人口 (人)	被災直後		被災 1 日後		被災 1 週間後		被災 1 ヶ月後	
		断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)
①	約 20,000	約 20,000	100%	約 20,000	100%	約 19,000	91%	約 8,400	42%
②	約 20,000	約 20,000	100%	約 20,000	100%	約 18,000	91%	約 8,100	40%

(2) 下水道

ケース	処理人口 (人)	被災直後		被災 1 日後		被災 1 週間後		被災 1 ヶ月後	
		断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)
①	約 7,200	約 7,200	99%	約 6,600	91%	約 2,000	28%	約 500	7%
②	約 7,200	約 7,200	99%	約 6,500	91%	約 1,600	22%	約 280	4%

(3) 電力

ケース	電灯軒数 (軒)	被災直後		被災 1 日後		被災 1 週間後		被災 1 ヶ月後	
		停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)
①	約 12,000	約 12,000	99%	約 11,000	89%	約 4,600	37%	約 1,700	13%
②	約 12,000	約 12,000	99%	約 11,000	89%	約 4,200	34%	約 1,100	9%

(4) 固定電話回線

ケース	回線数 (回線)	被災直後		被災 1 日後		被災 1 週間後		被災 1 ヶ月後	
		不通数 (回線)	不通率 (%)	不通数 (回線)	不通率 (%)	不通数 (回線)	不通率 (%)	不通数 (回線)	不通率 (%)
①	約 6,700	約 6,700	99%	約 6,000	90%	約 1,300	20%	約 490	7%
②	約 6,700	約 6,700	99%	約 6,000	89%	約 710	11%	約 140	2%

(5) 携帯電話回線

ケース	被災直後		被災1日後		被災4日後		被災1週間後	
	停波基地局率 (%)	不通ランク	停波基地局率 (%)	不通ランク	停波基地局率 (%)	不通ランク	停波基地局率 (%)	不通ランク
①	15%	A	100%	A	51%	B	28%	—
②	15%	A	100%	A	48%	C	23%	—

※携帯電話不通ランク

A：非常につながりにくい

B：つながりにくい

C：ややつながりにくい

7 公共施設の被害

公共施設の被害は、建築年代の古い施設等が被災することで、災害応急対策の中核機能の麻痺や公共サービス機能に障害をもたらすことが予想される。なお、平成25年度末における公共施設等の耐震化率は93.2%（うち防災拠点96.7%）となっている。

8 道路・鉄道の被害

本町は、周辺市町村に接続する主要な幹線道路が一部橋梁化しているため、橋梁が被害を受けた場合、道路機能に障害が発生する可能性がある。

県地震被害想定調査における道路被害は、約40箇所が想定される。

また、JR日豊本線全線において約370箇所の被害が想定されており、列車の脱線や駅舎の崩壊等から、町内においても死傷者や交通途絶による帰宅困難者の発生が予測される。

9 護岸の被害

地盤振動や液状化による護岸破壊が想定され、河川やため池等の施設が決壊した場合には、出水、浸水被害が及ぶ危険性がある。

10 商工業施設の被害

商業等の施設破壊は、商業等サービス機能障害を招くほか、流通体系全体に影響を及ぼし、長期的な生活困窮や経済活動の低下等の被害を生じるおそれがある。

11 人的被害

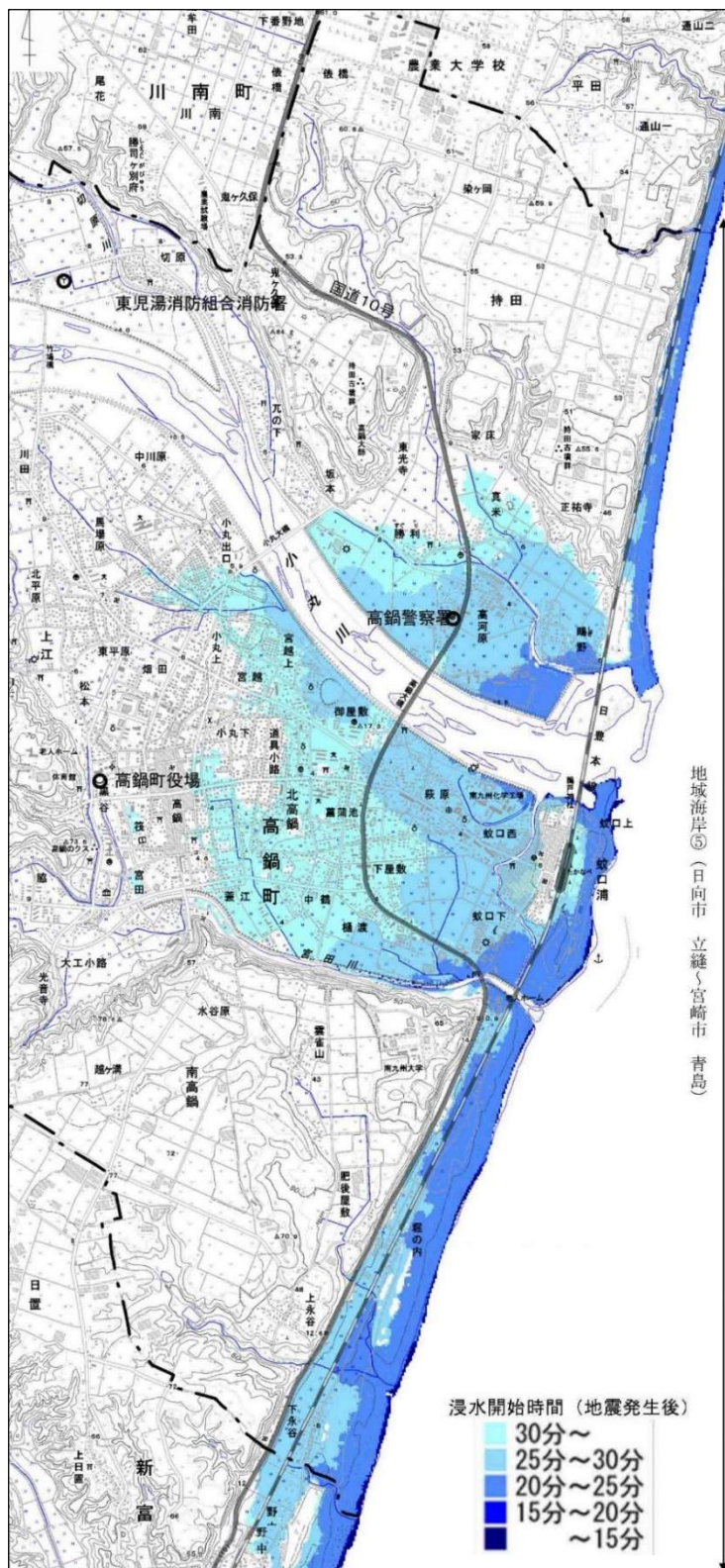
人的被害は、様々な被害が相互に関係し合って生じるものであるが、建物の被害状況に応じて、その危険性は相対的に高くなる。特に木造建物が密集している既成市街地においては、多くの死傷者が発生し、人口密度の高い地域では多くの被災者が発生することが予想される。

12 地震火災の被害

地震火災の被害は、焼失棟数約90件となっている。

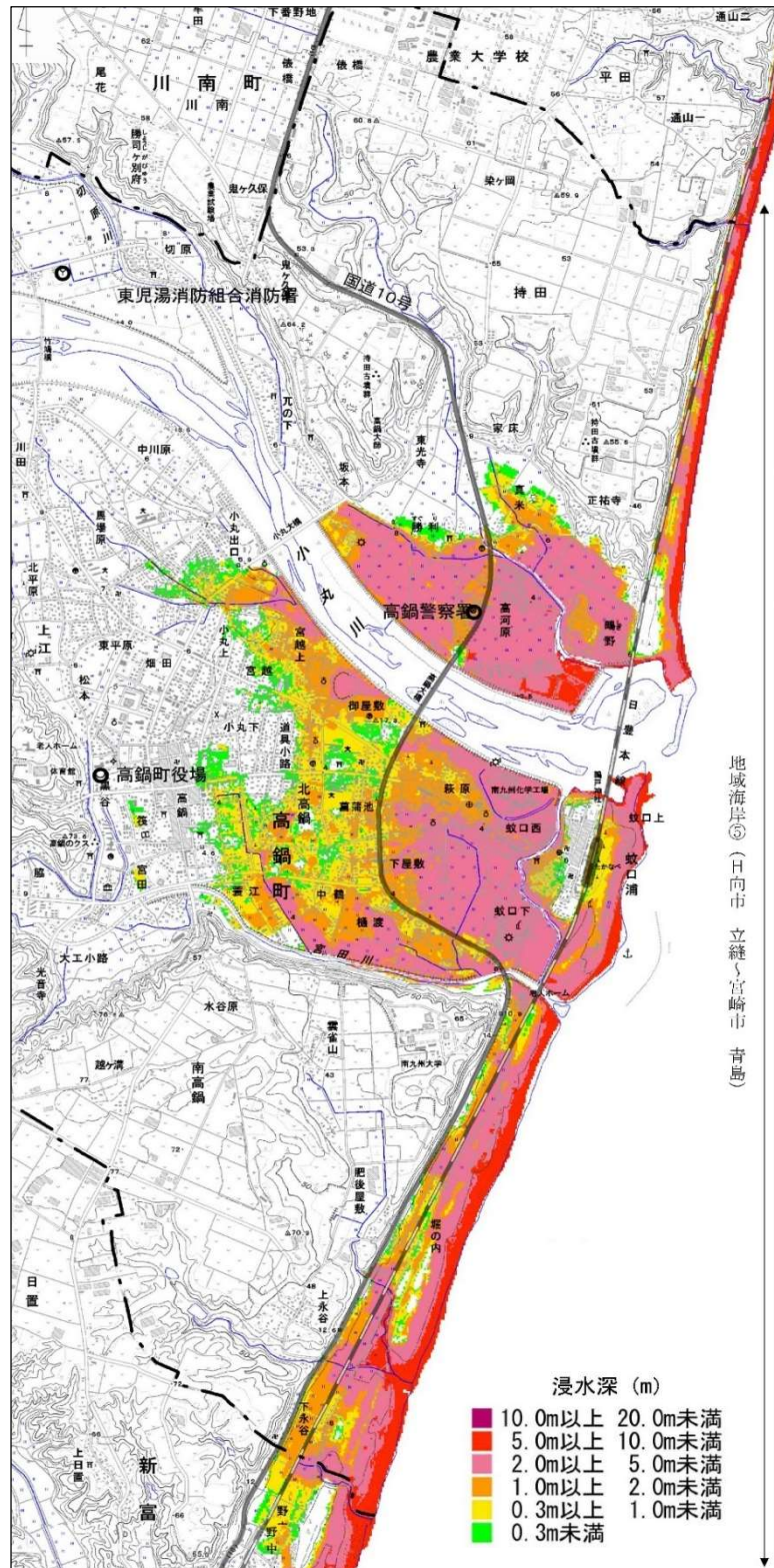
13 地震による津波被害

(1) 高鍋町津波浸水開始時間予測図



高鍋町津波浸水開始時間予測図

(2) 高鍋町津波浸水想定図



高鍋町津波浸水想定図

第4款 高潮災害

台風被害において、風水害と並んで大きい被害をもたらすものは高潮である。昭和34年の伊勢湾台風時の高潮による大惨事はいまだに記憶に残るところである。

本県においても台風来襲時に沿岸の各地で高潮による被害が発生しており、台風の中心が満潮時又はその前後で、宮崎県の西側を通った場合に高潮の高さは大きくなる可能性が高い。

第5款 火災及び危険物災害

木造住宅の密集地、狭小道路、危険物の集積及び取扱品目の危険性が大きい地域等での火災を想定する。

第6款 原子力災害

本町に影響を及ぼす可能性が最も高い原子力発電所は、鹿児島県薩摩川内市の九州電力株式会社（以下「九州電力（株）」という。）川内原子力発電所（以下「川内原子力発電所」という。）であり、町まで直線距離で約120kmの距離がある。国の原子力災害対策指針による、原子力施設から概ね半径5kmを目安とした「予防的防護措置を準備する区域（PAZ）」及び概ね半径30kmを目安とした「緊急防護措置を準備する区域（UPZ）」の圏外である。しかしながら、原子力災害発生時の放射線物質の拡散が、気象条件や地形によって影響を受けることが想定されることから、防災対策の策定にあたっては、屋内退避等を中心とした防護措置を実施する程度の汚染規模を想定するとともに、防護措置や協力などが必要と判断された場合は、必要な協力等を実施する。高鍋町と川内原子力発電所との位置関係は、次図のとおり。

《高鍋町と川内原子力発電所との位置関係》



調整用空白ページ

第6章 町の主な災害危険箇所

第1節 水害危険箇所

本町の主要河川は、椎葉村に位置する九州山地の三方岳からの大水系となる一級河川小丸川水系の5河川（小丸川・宮田川他）及び単独河川が日向灘へ注いでいる。このうち、町指定の災害危険箇所として、災害危険河川に宮田川の1河川1カ所が該当し、無堤防による溢水が予想され、住宅12戸以上、耕地1.2ha以上の被害が見込まれ、現在、河川改修工事が実施されている。また、ため池4カ所、海岸3カ所（県指定重複）が災害危険箇所として指定されている。

重要水防区域は（水防警報を行う区域）3河川（小丸川、宮田川、切原川）に区域が設定されている。国が指定する重要水防箇所のうち、重要水防箇所A^{*}が1カ所、重要水防箇所B^{*}が8カ所指定されている。また、県が指定する重要水防箇所のうち、重要水防箇所Aが1カ所指定されている。これらは越水や破堤等の危険が予想される。国指定の区域の総延長は、左右岸10.21kmであり、県指定の総延長は2.97kmとなっている。

河川氾濫等の風水害の影響が予想されると思われる主な地域には、後背低地・自然堤防、旧河道、河川屈曲・蛇行・合流部及び台地・段丘がある。

※重要水防箇所A：水防上最も重要な箇所で、洪水が堤防を越える恐れがある箇所。

※重要水防箇所B：水防上重要な箇所で、洪水を安全に流せる堤防の高さに余裕がない箇所又は堤防の大きさに余裕がない箇所。

第1款 後背低地・自然堤防

河川が流路を変え氾濫を繰り返し形成された堆積面であり、水害の危険性が高く標高の低い地域は、浸水しやすいほか、地盤状況によって液状化の危険性がある。

- 1 小丸川と宮田川に挟まれる平野部一帯
- 2 国道10号沿線の台地段丘と海岸の自然堤防に挟まれる地域
- 3 国土交通大臣の示す浸水予想区域
- 4 河川・水面に近接する標高が低い地域
- 5 小丸川と宮田川に挟まれる現河道に沿った一帯
- 6 町内西北部から流下する小丸川本流と切原川の蛇行、合流する区域
- 7 町内西部から流下する宮田川の河川合流域又蛇行を繰り返す流域

第2款 旧河道

過去の河川流路の跡で、洪水流は旧河道を流れやすく、現河道との接合部では、堤防護岸構築部の地盤状況によっては、液状化の危険性がある。

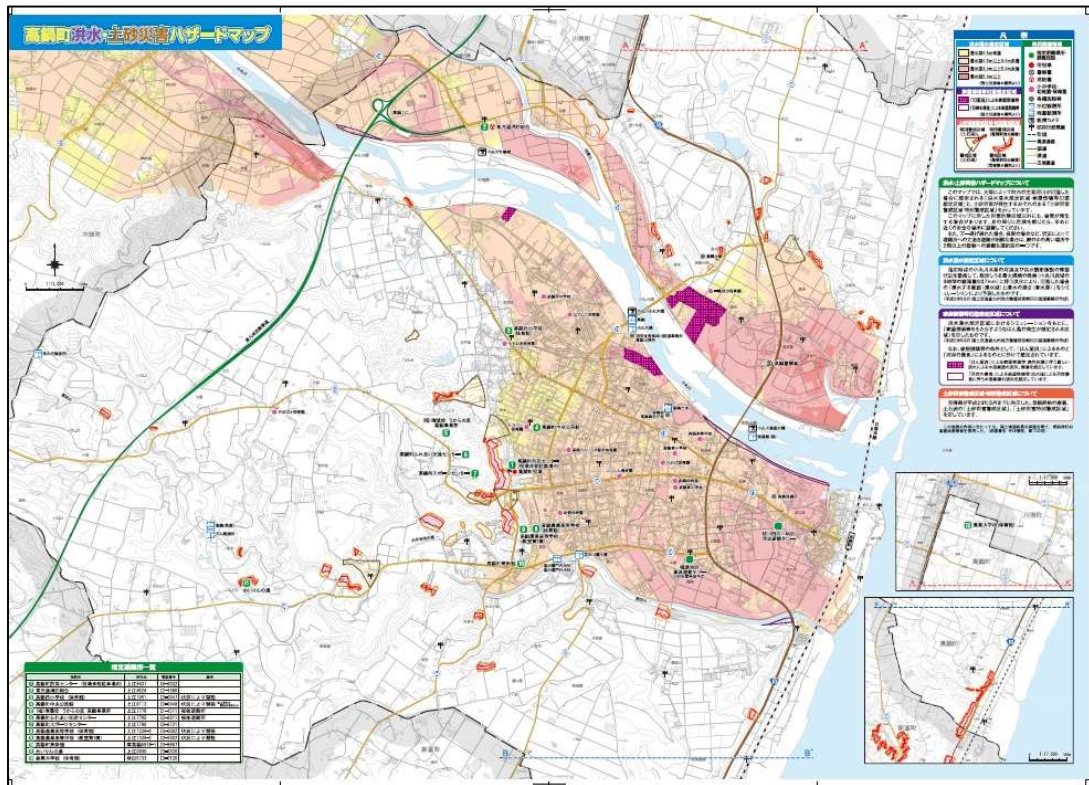
第3款 河川屈曲・蛇行・合流部

- 1 町内西北部から流下する小丸川本流と切原川の蛇行、合流する区域
- 2 町内西部から流下する宮田川の河川合流域又蛇行を繰り返す流域

第4款 台地・段丘

台地、段丘面の多くは、水害・地震災害等に対して比較的安全なところである。しかし、現河床との比高が小さなものでは、洪水氾濫時に冠水する恐れがある。また、段丘崖では斜面災害の危険性もある。これらの台地面の一部にみられる浅い谷では、豪雨時等の浸水が予想される。また、台地縁辺の急崖地における熔結部と非熔結部の境界部では、斜面崩壊を起ししやすい。

第5款 高鍋町洪水・土砂災害想定図



第2節 土砂災害警戒区域等

丘陵地や山麓部では風化が進行している地域があり、山麓部の谷間では土石流堆積物が分布する。このような地域では古くから住宅が立地し、木造住宅の密集化あるいは崖地に近接して住宅が建てられており、急傾斜地による崩壊の危険性が高い。

第1款 土砂災害警戒区域等

本町の土砂災害警戒区域等は、斜面Ⅰが22カ所、斜面Ⅱが21カ所、斜面Ⅲが0カ所の合計43カ所が存在する。

また、丘陵地等を切り開いて開発された付近では、住宅と山裾とが近接するため、土砂災害警戒区域等が増加する傾向にあり、斜面に隣接する宅地開発の抑制が課題となっている。土砂災害警戒区域等の数(人工・自然共)は、次表のとおり。

《土砂災害警戒区域等の数(人工・自然共)》

種別	高さ	斜面勾配	保全対象人家戸数 (公共施設含む)	町内箇所数
斜面Ⅰ	5m 以上	30 度以上	5 戸以上	22 カ所
斜面Ⅱ			5 戸未満	21 カ所
斜面Ⅲ			人家無	0 カ所

第2款 土石流危険溪流

本町には、土石流危険溪流Ⅰが4カ所、土石流危険溪流Ⅱが1カ所、土石流危険溪流Ⅲが2カ所の合計7カ所が存在する。

また、次表に示す以外でも河川水系の上流端や谷型斜面、急勾配の河川の出口に形成された扇状地、あるいは中央が高く、左右に徐々に低くなる形の堆積地形で、過去の土石流により形成された土石流堆等の分布する地域は、特に注意が必要である。現在の土石流危険溪流及び土石流危険溪流に準ずる溪流の危険箇所は、地形分類で区分される土石流堆の分布と概ね一致する箇所にあたるため、再び土石流が発生した場合には、危険性が高い地域と考えられ、今後も人工構造物や保全対象となる施設配置等に十分配慮すべきである。

なお、土石流危険溪流の数は、次表のとおり。

《土石流危険溪流の数》

種別	保全対象人家戸数 (公共施設含む)	町内箇所数
土石流危険溪流Ⅰ	5 戸以上	4 カ所
土石流危険溪流Ⅱ	5 戸未満	1 カ所
土石流危険溪流Ⅲ	人家無 (※今後新規の住宅立地等が見込まれる)	2 カ所

第3款 山地災害危険地区

山地災害危険地区は、次図のとおり。



第7章 防災関係機関の業務大綱

防災関係機関は、その施策が直接的なものであるか間接的なものであるかを問わず、一体となって災害の防止に寄与するよう配慮しなければならない。

各防災関係機関の防災活動の実施責任の所在及び処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

第1節 実施責任

第1款 町

町は、地域及び地域住民の生命・身体・財産を災害から保護するため、防災対策活動の第一次責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災対策活動を実施する。

第2款 県

県は、地域及び地域住民の生命・身体・財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理や市町村間の連絡調整を必要とするとき等の場合において、国との連絡調整を図るとともに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助するとともに、その調整を行う。

第3款 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域及び地域住民の生命・身体・財産を災害から保護するため、指定公共機関及び指定地方公共機関と相互に協力連携して、防災対策活動を実施するとともに、町の活動が円滑かつ的確に行われるように、積極的に勧告、指導、助言等の措置をとる。

第4款 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性、又は公益性に鑑み、自ら防災対策活動を推進するとともに、県及び町の活動が円滑かつ的確に行われるように協力援助する。

第5款 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には的確な災害対策活動を実施する。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

第1款 町

1 災害予防

- (1) 防災会議に係る事務に関する事
- (2) 町災対本部等防災対策組織の整備に関する事
- (3) 防災施設の整備に関する事
- (4) 防災に係る教育、訓練に関する事
- (5) 県及び防災関係機関との連絡調整に関する事
- (6) 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事
- (7) 生活必需品、応急食料等の備蓄に関する事
- (8) 給水体制の整備に関する事
- (9) 町内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関する事
- (10) 災害危険区域の把握に関する事
- (11) 各種災害予防事業の推進に関する事
- (12) 防災知識の普及に関する事

2 災害応急対策

- (1) 水防・消防等応急対策に関する事
- (2) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事
- (3) 避難の指示・勧告及び避難者の誘導並びに避難所の開設・管理運営に関する事
- (4) 災害時における文教、保健衛生に関する事
- (5) 災害広報に関する事
- (6) 被災者の救難、救助その他の保護に関する事
- (7) 復旧資機材の確保に関する事
- (8) 災害対策要員の確保・動員に関する事
- (9) 災害時における交通、輸送の確保に関する事
- (10) 関係防災機関が実施する災害対策の調整に関する事
- (11) 地域安全対策に関する事
- (12) 災害廃棄物の処理に関する事

3 災害復旧

- (1) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関する事
- (2) 災害弔慰金・災害障害見舞金の給付及び災害援護資金の貸付に関する事
- (3) 町民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関する事
- (4) 義援金品の受領、配分に関する事
- (5) 罹災証明の発行に関する事

第2款 県

1 災害予防

- (1) 防災会議に係る事務に関する事

- (2) 県災対本部等防災対策組織の整備に関する事
- (3) 防災施設の整備に関する事
- (4) 防災に係る教育、訓練に関する事
- (5) 国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関する事
- (6) 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事
- (7) 食料、飲料水その他生活必需品の備蓄に関する事
- (8) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入り検査に関する事
- (9) 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関する事
- (10) 防災知識の普及に関する事

2 災害応急対策

- (1) 災害予警報等情報の収集・伝達に関する事
- (2) 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関する事
- (3) 被災児童生徒等に対する応急教育の実施に関する事
- (4) 救助法の適用に関する事
- (5) 災害時の防疫その他保健衛生に関する事
- (6) 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関する事
- (7) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関する事
- (8) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関する事
- (9) 緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付に関する事
- (10) 自衛隊の災害派遣要請に関する事
- (11) 地域安全対策に関する事
- (12) 災害廃棄物の処理に関する事

3 災害復旧

- (1) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関する事
- (2) 物価の安定に関する事
- (3) 義援金品の受領、配分に関する事
- (4) 災害復旧資材の確保に関する事
- (5) 災害融資等に関する事

第3款 警察（高鍋警察署）

1 災害予防

- (1) 災害警備計画に関する事
- (2) 通信確保に関する事
- (3) 関係機関との連絡体制に関する事
- (4) 災害装備資機材の整備に関する事
- (5) 危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関する事
- (6) 防災知識の普及に関する事

2 災害応急対策

- (1) 災害情報の収集及び伝達に関する事
- (2) 被害実態の把握に関する事

- (3) 被災者の救出及び負傷者等の救護に関する事
- (4) 行方不明者の調査に関する事
- (5) 危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関する事
- (6) 不法事業等の予防及び取締りに関する事
- (7) 被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関する事
- (8) 避難路及び緊急交通路の確保に関する事
- (9) 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関する事
- (10) 広報活動に関する事
- (11) 死体の見分・検視に関する事

第4款 消防本部、消防署、消防団

1 災害予防

- (1) 消防施設・消防体制に関する事
- (2) 救助及び救援体制に関する事
- (3) 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関する事
- (4) 消防知識の啓発に関する事
- (5) 団員の能力の維持・向上に関する事

2 災害応急対策

- (1) 火災発生時の消火活動に関する事
- (2) 水防活動への協力・援助に関する事
- (3) 被災者の避難・救助・救援に関する事
- (4) 被害に関する通信連絡及び調査に関する事
- (5) 応急手当の普及に関する事
- (6) 町及び消防本部が行う防災対策への協力に関する事

第5款 自衛隊

1 災害予防

- (1) 災害派遣計画の作成に関する事
- (2) 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関する事

2 災害応急対策

災害派遣による県・市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関する事

第6款 指定地方行政機関

1 九州管区警察局

- (1) 災害予防
警備計画等の指導に関する事
- (2) 災害応急対策
ア 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関する事

- イ 広域的な交通規制の指導調整に関する事
- ウ 他の管区警察局との連携に関する事
- エ 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関する事
- オ 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関する事
- カ 警察通信の運用に関する事
- キ 津波予警報の伝達に関する事

2 九州財務局宮崎財務事務所

(1) 災害応急対策

- ア 災害時における金融措置に関する事
- イ 国有財産の無償貸付等の措置に関する事

(2) 災害復旧

- ア 被災施設の復旧事業費の査定立会い等に関する事
- イ 地方公共団体に対する災害融資に関する事

3 九州厚生局

災害応急対策

- (1) 災害状況の情報収集、通信に関する事
- (2) 関係職員の現地派遣に関する事
- (3) 関係機関との連絡調整に関する事

4 九州農政局

(1) 災害予防

- ア 米穀の備蓄に関する事
- イ 防災営農体制の指導及び農地防災事業の推進に関する事
- ウ 農地保全施設の管理体制の強化、指導に関する事
- エ 応急用食料(米穀)の備蓄に関する事

(2) 災害応急対策

- ア 農業関係被害の調査・報告に関する事
- イ 災害時における病虫害の防除及び家畜の管理等に関する事
- ウ 応急用食料の調達・供給に関する事
- エ 種子及び飼料の調達・供給に関する事

(3) 災害復旧

- ア 農業協同組合等の金融機関に対する融資等の指示に関する事
- イ 農地・農業用施設の復旧対策の指導に関する事
- ウ 農地・農業用施設の復旧事業費の査定に関する事
- エ 土地改良機械の緊急貸付に関する事
- オ 被害農林漁業者等に対する災害融資に関する事
- カ 技術者の緊急派遣等に関する事

5 九州経済産業局

(1) 災害予防

- ア 地盤沈下の防止に関する事
- イ 各取扱業者に対する予防体制確立の指導等に関する事

- (2) 災害応急対策
 - ア 災害対策物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関すること
 - イ 罹災事業者の業務の正常な運営確保に関すること
 - ウ 電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関すること
- (3) 災害復旧
 - ア 生活必需品・復旧資材等の供給の円滑な確保に関すること
 - イ 被災中小企業の復旧資金の確保・あっせんに関すること
- 6 九州産業保安監督部
 - (1) 災害予防
 - ア 電気施設、ガス、火薬類等危険物の保安の推進に関すること
 - イ 各取扱事業者に対する予防体制の確立の指導等に関すること
 - ウ 鉱山の保安に関する監督指導に関すること
 - エ その他防災に関し産業保安監督部の所掌すべきこと
 - (2) 災害応急対策
 - ア 電気施設・ガス及び火薬類等の保安確保に関すること
 - イ 鉱山における応急対策の監督指導に関すること
- 7 九州運輸局(宮崎運輸支局)
 - (1) 災害予防
 - ア 交通施設及び設備の整備に関すること
 - イ 宿泊施設等の防災設備に関すること
 - (2) 災害応急対策
 - ア 所管事業者等への災害に関する予警報の伝達指導に関すること
 - イ 災害時における所管事業に関する情報の収集に関すること
 - ウ 災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導に関すること
 - エ 災害時における輸送分担、連絡輸送等の調整に関すること
 - オ 緊急輸送命令に関すること
- 8 九州森林管理局(西都児湯森林管理署)
 - (1) 災害予防
 - ア 国有保安林・治山施設の整備に関すること
 - イ 林野火災予防対策の整備に関すること
 - (2) 災害応急対策
 - ア 林野火災対策の実施に関すること
 - イ 災害対策用材の供給に関すること
 - (3) 災害復旧
 - 復旧対策用材の供給に関すること
- 9 宮崎海上保安部(日向海上保安署)
 - (1) 災害予防
 - ア 海上災害に関する防災訓練及び啓発指導に関すること
 - イ 流出油防除資機材の整備及び油防除組織の育成指導に関すること
 - (2) 災害応急対策
 - ア 避難の援助及び勧告並びに警報等の伝達に関すること
 - イ 海難の救助及び危険物等の海上流出対策に関すること

- ウ 人員及び救助物資の緊急海上輸送に関すること
- エ 海上交通の安全確保及び海上の治安の維持に関すること

10 宮崎地方気象台

災害予防

- (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること
- (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること
- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること
- (5) 防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発に関すること

12 九州総合通信局

(1) 災害予防

- ア 非常通信体制の整備に関すること
- イ 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること

(2) 災害応急対策

- ア 災害時における電気通信の確保に関すること
- イ 非常通信の統制、管理に関すること
- ウ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること
- エ 災害時における移動通信機器、臨時災害放送局用機器及び移動電源車の貸出しに関すること

13 宮崎労働局

(1) 災害予防

- ア 事業場における労働災害防止のための指導監督に関すること
- イ 労働災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及及び高揚に関すること

(2) 災害補償対策

労働者の業務上の災害補償保険に関すること

(3) 災害応急対策

- ア 被災後、工場等の産業現場において、有害物の漏えい、建造物の倒壊及び地山の崩壊等の二次的災害の防止に関すること
- イ 復旧工事における労働災害の防止に関すること

14 九州地方整備局

国土交通大臣が直接管理する河川及び道路等について、下記の措置をとる。

（宮崎河川国道事務所 河川：高鍋出張所 道路：宮崎維持出張所）

(1) 災害予防

- ア 小丸川水系の災害予防に関すること
- イ 気象観測通報についての協力に関すること
- ウ 防災上必要な教育及び訓練等に関すること
- エ 災害危険区域の選定又は指導に関すること
- オ 防災資機材の備蓄及び整備に関すること
- カ 雨量、水位等の観測体制の整備に関すること
- キ 道路、橋梁等の耐震性の向上に関すること
- ク 水防警報等の発表及び伝達に関すること

(2) 災害応急対策

- ア 小丸川水系の災害時における応急対策に関すること
- イ 国道10号の災害時における応急対策に関すること
- ウ 洪水予警報の発表及び伝達に関すること
- エ 水防活動の指導に関すること
- オ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること
- カ 災害広報に関すること
- キ 緊急物資及び人員輸送活動に関すること
- ク 海上の流出油に対する防除措置に関すること

(3) 災害復旧

- ア 小丸川水系の災害復旧に関すること
- イ 国道10号の災害復旧に関すること
- ウ 被災公共土木施設の復旧事業の推進に関すること

(4) その他

国土交通省所管施設について、緊急を要すると認められる場合、大規模災害時の応援に関する協定書に基づく適切な緊急対応の実施に関すること

第7款 指定公共機関

1 日本郵便株式会社(高鍋郵便局)

災害応急対策

- (1) 災害時における郵便業務の確保に関すること
- (2) 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること

2 九州旅客鉄道株式会社

(1) 災害予防

- ア 鉄道施設の防火管理に関すること
- イ 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること
- ウ 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること

(2) 災害応急対策

- ア 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること
- イ 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること

(3) 災害復旧

被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること

3 西日本電信電話株式会社(宮崎支店)、NTTコミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社、楽天モバイル株式会社

(1) 災害予防

- ア 電気通信設備の整備と防災管理に関すること
- イ 応急復旧用通信施設の整備に関すること

(2) 災害応急対策

- ア 津波警報及び気象警報の伝達に関すること
- イ 災害時における重要通信に関すること

- ウ 災害関係電報及び電話料金の減免に関する事
- 4 日本銀行（宮崎事務所）
 - 災害予防・災害応急対策
 - 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導及び銀行券の円滑な供給に関する事
- 5 日本赤十字社（宮崎県支部）
 - (1) 災害予防
 - ア 災害医療体制の整備に関する事
 - イ 災害医療用薬品等の備蓄に関する事
 - (2) 災害応急対策
 - ア 災害時における医療助産等救護活動の実施に関する事
 - イ 避難所での活動及び義援金品の募集並びに配分等の協力に関する事
- 6 日本放送協会（宮崎放送局）
 - (1) 災害予防
 - ア 防災知識の普及に関する事
 - イ 災害時における放送の確保対策に関する事
 - (2) 災害応急対策
 - ア 気象予警報等の放送周知に関する事
 - イ 避難所等への受信機の貸与に関する事
 - ウ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事
 - エ 災害時における広報に関する事
 - (3) 災害復旧
 - 被災放送施設の復旧事業の推進に関する事
- 7 西日本高速道路株式会社（九州支社都城管理事務所）
 - (1) 災害予防
 - 管理道路の整備と防災管理に関する事
 - (2) 災害応急対策
 - 管理道路の疎通の確保に関する事
 - (3) 災害復旧
 - 被災道路の復旧事業の推進に関する事
- 8 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
 - (1) 災害予防
 - 緊急輸送体制の整備に関する事
 - (2) 災害応急対策
 - 災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関する事
 - (3) 災害復旧
 - 復旧資材等の輸送協力に関する事
- 9 九州電力（株）（高鍋営業所）、九州電力送配電（株）（高鍋配電事業所）
 - (1) 災害予防
 - 電力施設の整備と防災管理に関する事
 - (2) 災害応急対策
 - 災害時における電力の供給確保に関する事

- (3) 災害復旧
被災電力施設の復旧事業の推進に関すること

10 原子力事業者（九州電力（株））

- (1) 災害予防
 - ア 原子力施設における原子力災害の発生防止に関する措置に関すること
 - イ 従業員に対する防災に関する教育及び訓練に関すること
- (2) 災害応急対策及び災害復旧
 - ア 関係機関との情報連絡体制の整備及び防災上必要な情報の提供に関すること
 - イ 原子力災害の拡大の防止や原子力災害の復旧に関すること
 - ウ この計画に基づき、県、市町村その他の防災関係機関が実施する対策への協力に関すること

第8款 指定地方公共機関

1 宮崎交通株式会社

- (1) 災害予防・災害応急対策
 - ア 災害時における被災者のバスによる輸送の確保
 - イ 災害により路線が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送
 - ウ 災害における学校、社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送

2 宮崎日日新聞社

- (1) 災害予防
 - ア 防災知識の普及に関すること
 - イ 災害時における報道の確保対策に関すること
- (2) 災害応急対策
 - ア 気象予警報等の報道周知に関すること
 - イ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること
 - ウ 災害時における広報に関すること

- (3) 災害復旧
被災報道施設の復旧事業の推進に関すること

3 宮崎運輸株式会社、センコー株式会社、宮崎県トラック協会

- (1) 災害予防
緊急輸送体制の整備に関すること
- (2) 災害応急対策
災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関すること
- (3) 災害復旧
復旧資材等の輸送協力に関すること

4 株式会社宮崎放送、株式会社テレビ宮崎、株式会社エフエム宮崎

- (1) 災害予防
 - ア 防災知識の普及に関すること
 - イ 災害時における放送の確保対策に関すること
- (2) 災害応急対策
 - ア 気象予警報等の放送周知に関すること
 - イ 避難所等への受信機の貸与に関すること

- ウ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること
- エ 災害時における広報に関すること
- (3) 災害復旧
 - 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること
- 5 児湯医師会及び西都市・西児湯医師会
 - 災害予防・災害応急対策
 - (1) 災害時における医療助産等救護活動に関すること
 - (2) 負傷者に対する医療活動に関すること
 - (3) 検死に関すること
- 6 宮崎県歯科医師会（西都児湯歯科医師会）
 - 災害予防・災害応急対策
 - (1) 災害時における歯科医療の実施
 - (2) 身元不明遺体の個体識別の実施
- 7 宮崎県薬剤師会（西都支部）
 - 災害予防・災害応急対策
 - 災害時における医薬品の調剤・備蓄・供給
- 8 宮崎県看護協会
 - 災害予防・災害応急対策
 - 災害時における避難所等の避難住民の健康相談及び健康管理の実施
- 9 宮崎県LPガス協会（児湯地区LPガス事業協同組合）
 - 災害予防・災害応急対策
 - (1) ガス供給施設の整備と防災管理に関すること
 - (2) 災害時におけるガスの供給確保に関すること
 - (3) 避難所へのガス設置に関すること

第9款 公共的団体、防災上重要な施設の管理者

- 1 一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団
 - 災害予防・災害応急対策
 - (1) 町が行う被害状況調査及び応急給水への協力に関すること
 - (2) 応急給水活動用資機材及び災害復旧用資機材の整備に関すること
 - (3) その他、町上下水道課に準ずる業務に関すること
- 2 児湯農業協同組合
 - 災害予防・災害応急対策
 - (1) 県、町が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること
 - (2) 農作物災害応急対策の指導に関すること
 - (3) 農業生産資材及び農家生活資材の確保及びあっせんに関すること
 - (4) 被災農家に対する融資のあっ旋に関すること
- 3 児湯広域森林組合
 - 災害予防・災害応急対策
 - (1) 県、町が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること
 - (2) 被災組合員に対する融資のあっせんに関すること

- 4 小丸川漁業協同組合
災害予防・災害応急対策
 - (1) 県、町が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること
 - (2) 被災組合員に対する融資又は融資のあっせんに関すること
- 5 高鍋商工会議所
災害予防・災害応急対策
 - (1) 災害時における物価安定についての協力に関すること
 - (2) 救助用及び復旧資材の確保についての協力に関すること
 - (3) 町が行う商工業関係被害調査及び応急対策への協力に関すること
- 6 高鍋地区建設業協会
災害予防・災害応急対策
 - (1) 土木建築工事に関わる災害応急及び災害復旧についての協力に関すること
 - (2) 災害救助用及び復旧用工作機器の確保についての協力に関すること
 - (3) 下水道管施設の復旧
- 7 高鍋町管工事業組合
災害予防・災害応急対策
上下水道管施設の復旧についての協力に関すること
- 8 東児湯電気工事業協同組合
災害予防・災害応急対策
電気施設の復旧についての協力に関すること
- 9 高圧ガス、危険物等関係施設の管理者
災害予防・災害応急対策
災害時における危険物等の保安処置及びガス等燃料の供給に関すること
- 10 生活協同組合、各種社会福祉団体、自治公民館連絡協議会、老人クラブ連合会、婦人連絡協議会等の団体、地域住民組織、その他公共的な活動を営むもの
災害予防・災害応急対策
町が行う防災活動に対して公共的業務の協力に関すること
- 11 高鍋町社会福祉協議会
災害予防及び災害応急対策
ボランティア活動の支援に関すること
- 12 小丸川土地改良区、一ツ瀬川土地改良区、尾鈴土地改良区
災害予防・災害応急対策
 - (1) 土地改良施設の整備に関すること
 - (2) 農地湛水の防排除活動に関すること
 - (3) 農地及び農業施設の被害調査及び復旧に関すること
- 13 金融機関
災害予防・災害応急対策
被災事業者等に対する資金融資
- 14 病院等医療施設の管理者
災害予防・災害応急対策
 - (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - (2) 災害時における収容者の保護及び誘導

- (3) 災害時における病人等の収容及び保護
- (4) 災害時における被災負傷者の治療及び助産
- 15 社会福祉施設の管理者
 - 災害予防・災害応急対策
 - (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - (2) 災害時における入所者の保護及び誘導
- 16 学校法人
 - 災害予防・災害応急対策
 - (1) 避難施設の整備及び避難訓練
 - (2) 災害時における応急教育対策計画の確立と実施

第3節 住民の責務

基本法の平成25年の改正により「地方公共団体の住民は、基本理念に則り、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動に参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。(基本法第7条第3項)」と定められたところである。

町民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という防災の原点に立ち、日頃から防災に関する知識の習得、防災訓練等への参加等防災対策に必要な活動に努めなければならない。

また、災害時には避難についての協力、応急措置への協力等防災に寄与しなければならない。

第4節 災害に関する調査研究の推進

防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な防災対策活動を推進するため、地域の災害要因の研究、他の地域の災害及び災害対策の研究、被害想定及び防災体制等について継続的な調査研究を実施する。

調整用空白ページ

第8章 高鍋町防災会議・町災対本部運用計画

第1節 高鍋町防災会議運用計画

基本法第16条の規定及び高鍋町防災会議条例（平成26年条例第12号）に基づき、町長を会長とする高鍋町防災会議（以下「防災会議」という。）を設置し、町防災計画の作成並びにその実施の推進を図る。

第1款 組織

町防災会議の組織は、次のとおりとする。

- 1 会長は、町長をもって充てる。
- 2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (2) 県の知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (3) 県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が委嘱する者
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要であると認める者

3 専門委員

防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が委嘱する。

第2款 所掌事務

町防災会議は、次の事務をつかさどる。

- 1 町防災計画を作成し、及びその実施を推進すること
- 2 高鍋町水防計画について審議すること
- 3 町長の諮問に応じて、町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること
- 4 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること
- 5 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属すること

第2節 町災対本部組織計画

町長は、町域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、町災対本部を設置する。町災対本部は本部長、副本部長のもとに対策部長を、そのもとに班長を配備し、消防本部・消防署、消防団、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の協力を得ながら、災害予防及び災

害応急対策を実施する。具体的な組織計画については、「第2編 共通災害対策編」に記載する。
また、機構改革等により組織・課名等が変更になった場合、町災対本部の組織構成の見直しを図る。

災害対策基本法（抜粋）

（市町村災害対策本部）

第23条の2 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。

2 市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもつて充てる。

3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。

4 市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。

(1) 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。

(2) 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。

5 市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地にあつて当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。

6 市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。

7 前条第7項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。

8 前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

調整用空白ページ